

## 令和2年度 第3回 新潟市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事概要

日 時： 令和2年11月30日（月） 午後1時30分～午後4時

場 所： 新潟市陸上競技場2階 第3会議室

出席者： 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

丸田委員、渡邊委員、阿部委員、石川委員、反町委員、高橋（英）委員、

高橋（美）委員、渡辺委員

事務局

（高齢者支援課）本間課長、笠井課長補佐、大滝副主査

（地域包括ケア推進課）関課長

（介護保険課）川上課長補佐

### 1 開会

### 2 議事

#### （1）被保険者数・認定者数、介護サービス基盤の整備の考え方・方向性、サービス見込量等について

（事務局：高齢者支援課から案件概要説明）

#### 【質疑】

（丸田会長）ただいまの説明について質問、意見を承るが、先ほど事務局からも話があったように、介護保険に関する部分については既に介護保険事業等運営委員会で承認をいただいているので、その部分に関しては質問のみとさせていただきます。委員の方々から意見をいただきたいところは、素案の64ページ、65ページについて。では早速、質問、意見、いかがか。

（高橋（美）委員）質問ということで、減らないなというところがあるので、伺いたい。54ページ「介護サービス量の見込みなどについて」の「表 第1号及び第2号被保険者数の見込み」、その隣のページの表、その下のグラフもそうだが、R22年度があるなと思い、第7期の計画を見ると、5年後程度の、短期の年度の表になっているのだが、今回、第8期からは、今、令和2年だが、20年後の欄が増えている。長期的な視点で見通すということで、次期からは欄が増えたのかなと思いつつ、前は長期の、せいぜい平成30年、

平成 31 年、平成 32 年、平成 37 年ということで、そこまでの区切りしかなかったもので、第 8 期、第 9 期があり、第 10 期から第 13 期がなくて、第 14 期の令和 22 年度の見込みを示すというのは、どうしてここが増えたのかと疑問を持ったので、質問させていただいた。

(事務局) 最初の分科会で説明したかと思うが、国の基本指針により、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年度のみならず、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年度を見据えて計画を策定するということが示されているので、そのことから令和 22 年度を追加している。

(阿部委員) 令和 22 年度がピークだと言うが、新潟市においても令和 22 年度はピークなのか。

(事務局) 新潟市においても、そのような傾向だということで説明させていただいている。

(阿部委員) 傾向ではなくて、令和 22 年度なのか。

(事務局) そういうことである。

(高橋(英)委員) 違うと思う。

(阿部委員) 自分の市のピークを目安に考えないといけないと思うのだが。国は全体として令和 22 年度と言っていると思うが、実際のデータはどうなのか。データは持っているか。

(事務局) 2035 年になる。

(高橋(英)委員) 2035 年ということは、令和 17 年。

(阿部委員) では、令和 17 年がピークである。ピークを目安にしていないということになってしまうので、減少してきたところの数を出してこられても困ると思うし、各地域に合わせた表現の仕方をされないと、地域の行政としては違うのかなと思うが、いかがか。

(丸田会長) 本来、そこは介護保険事業等運営委員会で確認し議論すべき事柄だが、改めて阿部委員から指摘があったので、事務局でどう取り扱われるか。今日の段階で考えがあれば、聞かせていただきたい。

(阿部委員) まず、ピークを考えて、ピークのところから。そこをピークにして、そこに対して施設を考えていかなければいけないし、そこが下がってきたときにどのように施設を整理していくかということも考えた上で施設計画を考えていくべきである。それを、単に国が言ったからといってその数字で出されるのは、少しおかしいのではないかと私は思う。

(事務局) 確かに地域によって状況が違っており、あくまでも第8期の整備計画を定め、第9期策定時においては、その先の状況が変わることもあろうかと思うので、第9期以降、随時見直しを図っていきたいと考えている。

(丸田会長) ただいまの説明で、阿部委員、了解するか。議事録に残さなければいけないので、説明についてだけ了解したけれども、意見としては、地域の実情に即した視点が必要になって来ようかと思うが、改めて。

(阿部委員) 今、できてしまっている以上、これは変更がきかないので良いが、国が言うからこうだという考え方ではあまり良くないと思う。現場に即した考え方とか方向性を作っていかなければいけないし、計画を作らなければいけないのではないかと思っているので、今後、その辺りは検討いただきたい。

(丸田会長) 大事なところをご指摘いただいたので、意見として事務局で受け止めていただければと思う。

(高橋(英)委員) 今の補足のような話になるので、どうしろ、こうしろというよりは、今後の検討の際に参考にとということであるが、まず、地域人口というのは社人研のものを活用されているか。そうすると、今回の国勢調査の結果によって、また少し変化が出てくると思うのだが、阿部委員の指摘に関連することとして、ひとつ、こういう指標というのが大きなメルクマールになるのだろうということ、前期高齢者と後期高齢者の数。これは多分、平成28年、平成29年に逆転しているので、恐らく推移を見るとその程度で逆転をしているのではないかと。前期高齢者と後期高齢者の割合というのは、それぞれ要介護認定率を見ると大きな差があるので、ここがひとつ、今後のことを考えていく時に、前期高齢者と後期高齢者の割合についてはもう少し厳密に新潟市の数値を分析される方がよろしいのではないかとというのが1点目である。

2点目として、今後のことをもう一つ考えていく時に、第1号被保険者と第2号被保険者の数が令和22年までには逆転しているが、どこの段階で逆転するのかと。これも大きな話だと思う。これについても、次期の介護サービス量の見込みを算出する時に、新潟市独自の視点として付け加えると、もしかすると有効ではないかという気がしたので、お話しさせていただいた。

(丸田会長) 第9期の計画策定に向けて、今の視点をぜひ、意見として受け止めてい

ただきたいと思う。

(阿部委員) 57 ページに、「介護サービス量の見込みとその確保策」ということでショートステイから転換して行って特別養護老人ホームを確保していくということがあったが、今あるショートステイから特別養護老人ホームに病床を入れ替えるということによろしいか。

(事務局) 広域型特別養護老人ホームに併設しているショートステイについて、この人数分、転換を図っていきたいと考えている。

(阿部委員) これは一般的に使われているショートステイと同じということか。ショートステイは2種類あるが、併設されているものを替えていくと。

(事務局) 単独ショートではなく、特別養護老人ホームに併設されているものを。事業者の意向をとらえつつ転換できるものを進めていきたいと考えている。

(阿部委員) ショートステイを減らすと、そのショートステイを利用している人たちに対するサービスがなくなる。要はいわゆる新潟市におけるショートステイの病床数が減るということによろしいか。

(事務局) 数としては減る感じだが、実は、単独ショートの方の利用率が苦戦しているので、そちらの利用を伸ばしたいという考えもある。

(阿部委員) 現状、中身をいろいろと調べていると思うが、この話をすると行政は嫌がると思うが、ショートステイを長期使うロングショートというのが存在するのはご存じだと思う。その厳密な実態把握というのは、現状、しているか。

(事務局) 特別養護老人ホームに入所申込みをしている方の人数ということで調査を毎年しているが、その中で、どれだけショートステイから申し込んでいるか、ショートステイをどれだけ長く使っているかという人数については、今回、計画策定ということで把握はしている。

(阿部委員) だいぶ多いと思うが、いかがか。そういう人たちが結局どこへ退所するのか。

(事務局) 昨年の入所申込調査と今年の入所申込調査で、1年、随時申し込まれた方でショートステイのみ使われている方は188人ということで、200人くらいいたということになる。

(阿部委員) ということは、この施設整備計画で160人を転換したところでそれが埋まると。計算上そうなる。

(事務局) そうなっているが、申し込まれた方がいるショートステイなのかどうか、  
というところはある。

(阿部委員) それはその通りかもしれないが、増やした分は結局そこで埋まると。

(事務局) 入所申込者数、待機者を減らすというかゼロにするというのも施設整備  
計画の大きな目標のため、ショートステイから申し込まれている方が減っ  
ていくというのも、施設整備計画を進めていくにあたっては重要なことでは  
ないかと思う。

(阿部委員) 現状を、この表などにもう少し分かりやすく書いていただくことが良い  
のではないかと思う。よろしくお願ひしたい。

(事務局) 今回、計画策定ということでこのような分析もさせていただいたので、  
これを毎年続けて、データとして、減っていつているのかというところを見  
ていければと考えている。

(丸田会長) 今のような議論はぜひ介護保険事業等運営委員会の中で深めていただ  
ければと思う。とは言え、阿部委員がいろいろと質問されたが、介護保険事  
業等運営委員会に出席できる機会がなかったということ承っている。今日  
の指摘は大変重要であるので、事務局にはよろしくお願ひしたい。

(高橋(英)委員) これも意見ではなくて、今のことを解説すると、おそらく広域特  
別養護老人ホームの併設型のショートステイを本来定義にしていこうと  
いうことであると思う。あくまでも地域密着型ではなくて、広域型特別養  
護老人ホーム。ということは、現実的に180人のショートステイのロング  
の方がいれば、その方の部分を正規の入所ができるような数を整備してい  
こうという考え方なのではないか。

(事務局) 考え方としては、発言の通り、長期療養の併設のほう、要は建物の中に  
ショートステイが、普通の特別養護老人ホームとショートステイを合わせ  
た建物の中に共存しているというか、そういった形になっているものにつ  
いて、それを特別養護老人ホームへ転換を行うというところで、今までは  
ユニット型について、ということを進めていた。これは国の方がユニット  
型を進めてほしいということがあったので、そちらをということを進めて  
いたわけだが、事業者の話も聞く中で、併設の、ユニット型ではないとこ  
ろについても、という希望があった。先ほどお話のあった長期のショ  
ートステイを使われている方の退所という部分も、そういう方がいるとい  
う話も聞いており、実際、そういう指摘もあるので、そのまま自然にと言うか、

特別養護老人ホームの方に、特養待機という形でショートステイにいるところや、ショートステイの方にそのまま流れていただければというところも一つあり、さまざまな要因が重なって今回、併設型のものについて転換をするという計画を立てたところ。

(丸田会長) 時間の制約もあるが、事務局から求められておりますこの委員会での役割は 64 ページ、65 ページについて意見があればということなので、意見のある委員の方々、お願いしたい。表を見て分かる通り、その他の高齢者福祉施設整備計画に関して、第 8 期において整備計画はないということになっている。その背景は特定施設入居者生活介護の提供を進めていくことによるものだと思うが、改めて 64 ページの整備計画の表、65 ページの設置状況の表を見ていただきながら、64 ページ、65 ページの計画の妥当性についてご意見をいただきたいと思う。いかがか。

(高橋 (英) 委員) そもそも論みたいな話で恐縮なのだが、例えば特別養護老人ホームなど、広域型でも地域密着型でもそうだが、介護保険対象の事業所ということに関しては、行政のコントロールが結構利くとは思う。昔の設置認可の時代とは少し違うので、それほどは利かないけれども、計画に沿った設置であるかどうかということで受理する、受理しないという意味でコントロールが利いてくるかと思うが、住宅型有料老人ホームや有料老人ホーム、あるいはサービス付き高齢者向け住宅であるとか、この辺について、いわゆる数値目標を掲げることができるか、行政のコントロールが利くのかどうかについて市の考えを聞かせていただきたい。

(事務局) 実際、利くのか利かないのかという話では、特別養護老人ホームのように何床、何施設というようなやり方でやっているわけではないので、計画上で言えば利かないという回答になると思う。ただ、一つひとつの住宅型有料老人ホーム、あるいはサービス付き高齢者向け住宅の話になった時に、こちらに市の届け出をしていただくことになっているので、届出の内容を私どもで確認させていただく。その中身に少し疑義があるということであれば、ここはどういったことかという話で、それは実際にどこに建てるのかというようなことも含めやはり話を聞かせていただくところがあるので、個々の部分で全く野放図にやっているということではない。

(高橋 (英) 委員) 安心した。

(丸田会長) 他にいかがか。

では、64 ページ、65 ページについては委員の方々から意見がなかったと  
いうことで理解させていただく。

## (2) 素案の構成、重点取組事項について

(事務局：高齢者支援課から案件概要説明)

### 【質疑】

(丸田会長) それでは、この説明に対して質問、ご意見をいただきたい。前回の阿部委員の意見を踏まえて、事務局で修正したものが今日の説明になる。阿部委員、いかがか。

(阿部委員) 私の意見を採用していただき感謝する。

やはりそれぞれの施策を部分的に進めるのは、基本方針は予防・生活支援・介護・医療・住まいというところで進めるのはもちろんなのだが、それをうまくつなげていかないと地域包括ケアシステムは成り立たないと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

(丸田会長) 私から事務局へ質問になるが、前回の意見の中で、12 ページ、本人発信支援の取り扱いと、本人発信支援を図の中に反映できないかという意見があったことについて、今回の素案の中でどのように反映をしているのか、補足説明をいただきたい。

(事務局) 会長が今お話しになったのは、資料3に載っている指摘事項ということ  
でよろしいか。

(丸田会長) 第3章の12 ページ、認知症の施策の推進のところ  
で前回意見があったと理解しているが、今日配付された資料の中にもあるか。資料3の説明で補足いただければいいのか。

(事務局) 本人発信という部分については、前回、それが載ったこと自体が良かったというご意見はいただいていた。ただ一方で、重点取組事項というよりは各論になるが、そちらの柱だての表現が、認知症施策推進大綱のタイトルをそのまま使った形で、並べ方といい内容といい非常に分かりづらいという意見をいただいた。そこで、議事  
の先取りになってしまうが、要素の方の表現を大幅に変え、タイトルの名称を分かりやすく変えたということ。本人発信という部分については、発信というよりもむしろ本人にも参加していただくことで、それを「参画」と。当然、その箇所は直させていただく。今ほどの質問、12 ページの部分の、特にポンチ絵の部分、本人発信の

部分を表現できないかというご意見をいただいております、図であるので、どう表現するかというのは非常に悩ましいのだが、当然、その場では即答できなかったのもうまく表現ができれば私も訂正すべきだと思うので、検討させていただくということでお答えしているところ。

(丸田会長) 了解した。委員の方々から意見があれば。

(渡辺(有)委員) 今の点について、資料3を見ると、素案47ページとの関係で説明いただいた通り、取組方針の中の①の最後の行のところで、「認知症本人が参画できる取り組みを検討していきます」という形で入れていただくということで。

全体的に申し上げたいのだが、この表のところの下線が引いてあったりして、これに改編したというふうに資料を作ってもらえると、早く理解できたと思う。今後検討していただきたい。

### (3) 各施策の展開について

(事務局：高齢者支援課から案件概要説明)

#### 【質疑】

(阿部委員) 健康づくりと介護予防の推進というところで、取り組みの方針として、フレイルを予防するために栄養、運動、社会参加の3つの視点からということになっている。確かに栄養に関して、口腔ケアという意味ではオーラルフレイル予防事業というものがあるが、栄養というところに対してのアプローチは今後どのようにしていくのか、考えがあるのかどうかを教えてください。

私が見落としてしまったが、栄養改善のための教室ということ。そこでやっていくということ。

(事務局) その通り。

(阿部委員) もう少し、教室以外でも、栄養に関しては何かアプローチを考えていかないと、栄養についての認識は非常に薄いので、もう少し何かできるのではないかなと思っている。

(事務局) 計画上には明確な記載はしていないかと思うが、後期高齢者の方の事業で、結局、そちらの方から新潟市が委託を受けることはあるのだが、栄養指導をするというような事業もやっている。計画上には表現がないかもしれないが、取り組みは一定程度やっている。



(阿部委員) せっかくやっているのであれば書かれた方が、事業の一つとしてはよろしいかと思う。栄養指導をやっている栄養士にとって、ここに書いてあれば評価されているということがあると思うので、それは書いてあげた方が私は良いのではないかと考えている。

(丸田会長) 今の点は大切な視点であるので、意見として受け止めていただいて、ご検討いただくことになるが。

(事務局) 検討させていただく。

(丸田会長) まず渡辺委員から意見をいただいて、その後、反町委員からいただく。

(渡辺(有)委員) 21ページの関連事業のところに、福祉バス運行事業というのがあ  
る。この事業そのものの取組みはいいのだが、福祉バスというバスそのもの整備、台数を増やすといったことも、この中に含まれているという理解でよろしいか。

(丸田会長) ここは質問ということで処理するが、いかがか。

(事務局) 福祉バス自体は、区がやっている、例えば区内をぐるぐる回るようなものではなく、団体の方から自分たちが行きたいところを申し込んでいただいて、そこで研修をしていただくという事業内容になっている。こちらも、抽選で、この日乗りたいということで予約をしていただくということをやっており、今のところ、バスの台数をこれ以上増やすということについては検討していない。

(渡辺(有)委員) ずいぶん申込みが多く、なかなか利用できないという声も聞いているのだが、今の環境では、社会参加をするというというのは大変なことだと思う。やはり条件を整理しなければ進まないと思うので、そういうところも実際の事業をやっていく中で検討も加えていかなければならないと思う。意見である。

(丸田会長) 市の所有しているバスについては十分確保できているという説明でよろしいか。

(事務局) どうしても、気候の良い時に予約が集中してしまうということがあるが、実際、ならしてみると、全く利用がないということもあったりするので、なかなかこの状態でバスの台数を増やすというのは少し難しいのではないかとするのは、私どもの考えである。

(渡辺(有)委員) 台数を、所有するという形で増やすかどうかは別にしても、集中する時に利用できるような整備をするということもできるのではないか

と思うので、それも含めて検討していただく方がよろしいのではないかと  
思う。

(丸田会長)バスの運用についてということで意見をいただいた。コメントがあれば。

(事務局) 内容を確認してということにはなるかと思うが、ご意見は検討させてい  
ただきたい。

(反町委員)全く同じ質問だった。申し込んでもなかなかだめだという声が大きくて、  
実際、我々も活用はさせてもらっているが、台数を増やしてほしいという  
意見で重複するので、結構である。

(丸田会長)意見としてでよろしいか。要望してもなかなか要望がかなわないという  
実態があるということで、それに対するコメントとしては同じになるか。

(事務局) 先ほど申し上げた通り、春や秋など、どうしても天気の良い時期に予約  
が集中してしまうので、この利用、申し込みが増えてくるということはあ  
る。閉まってしまう建物が多いが、月曜日等であれば、もしかしたら割と  
取りやすいということがあるかもしれないが、全体的に1年でならずと、  
どうしても利用の頻度としては低い時もあるので、今すぐ増やすというこ  
とができるかという、現状ではそういった回答ができる状況にはないと  
ころ。ただ、意見としては検討させていただき、承らせていただくという  
ことで、お願いしたいと思う。

(丸田会長)委員から実態を指摘いただいた。よろしくお願いしたい。

(高橋(美)委員)18ページの現状と課題について。第7期計画には、最後の部分に、  
「国の実施要綱改正に伴い、これまで実施していた基本チェックリストの  
郵送による配布・回収を廃止しました」、「地域包括支援センターによっ  
ては、圏域内の効果的な実態把握が課題となっています」と課題が示されて  
いる。新しい第8期計画の現状と課題のところ、ずっと前にはこのチェ  
ックリストが郵送されていて、高齢者の現状把握がこういうところにもあ  
ったのかと思っていたが、それが、要綱改正があってできなくなっている  
のがあるのかもしれないが、やはり圏域内の効果的な実態把握が課題とい  
うのもその通りだと思うので、今回の現状と課題にも、どのように現状と  
実態把握が示されていくのか、そこがされているのかどうかということが  
この文章だけでは分からない。新しくこういうことを始めたので、現状の  
実態を把握できるようになったということが示されると、なるほどと思う  
のだが、この場合では、実態がきちんと示されるのかなということが少し

疑問に思った。

(丸田会長) 事務局からコメントをいただきたい。

(事務局) 第7期計画の最後、郵送をやめるという、ちょうどそのタイミングが1年経った、そういったところだったので、我々にとってもだいぶ事務が変わるところではあった。ただこれは、国がやることをやめたということで、その後、我々の方で続けるというのは莫大な費用がかかるということもあり、それを継続するのは断念したということで、それに替わるものが何かいるなというところがまさにこれだったということである。これに対する答えは、十分ではないのかもしれないが、地域包括支援センターに対して圏域内の高齢者に関する細かいデータの一覧表、住所、年齢、性別、その他に要介護度はどうか、民生委員はどなたがついているかなど、そういった情報を付加したものを地域包括支援センターに送付して、その情報を見ながら地域包括支援センターの職員が実態把握できるようにということで、完全な改善といえるかどうかというのはもちろん問題があるかもしれないが、その部分については一定程度対応させていただいた。ただ、第7期計画に書いてあったものについて、どう対応したということ第8期計画に書くということになると、文章が膨大になっていくため、今回、その部分については記載していない。

(石川委員) 最初に、今出されていることはほとんど高齢者に関することであり、私どもを含めた老人クラブの会長としては非常に感謝している。これは質問ではない。

質問は24ページ、「公衆浴場入浴券交付事業」と、100歳になった人のお祝いについて。意見というか、この趣旨そのものに反対するのではないが、私どもは今、老人クラブが中心でやっているが、その前は自治会でやっていた。一つ、私が常々思っていることは、入浴設備のない住宅はあるのかと。おそらくゼロに近いのではないかと。若い人がアパートに入っていて、そのアパートでも入浴設備というか、風呂がないにしてもシャワーがある。従って、個人で入浴設備のない家というのはほとんどないのではないかというのが私の想像である。私どもは老人クラブなので、皆さんご存じのように、老人憩の家というのがある。私どもは米山荘と鳥屋野荘の管理をしている。それは非常に人気がある。なぜ人気なのかというと、風呂に入れる。特に一人暮らしの方が風呂を準備する、あるいは清掃するの

は大変である。おそらく軽費から言っても、計算したことはないが、1回風呂を沸かせば、ガス代や水道代を考えると1,000円近いお金がかかると思う。入浴券をあげることは結構だと思うのだが、一人暮らしの高齢者に限ったらどうなのかという意見。2人であれば、特別2人が病弱でなければだいたい風呂を使う。私も2人暮らしだが、風呂は必ず使う。銭湯に行くことはまずないので、その辺の現状と考え方を聞かせていただきたいと思う。

それから、100歳のお祝いについては、たしか私の記憶では、以前は高齢者に対して3段階くらいでお祝いをあげていたのではないかと思う。恐らく100歳と米寿と、その前は古希、その3段階に市ではお祝いをあげていた。ところが皆さん、その他の関係で、結局、100歳だけにあげよう。それも、たしか私の記憶だと、最初、5万か10万をおあげしたと思うのだが、品物に替わった。私は、高齢者にお祝いをあげることに反対ではない。ただ、現在100歳人口が日本全体で8万人以上いる。近々、10万人になると言われている。ところが、現実に家庭でまずまずの生活ができる人は5パーセントくらいしかいないと言われている。ほとんど施設に入っている。私は、お祝いというのは本人がもらって喜ぶものではないといけないと思う。100歳になってお祝いをあげたとしても、それは家族が喜ぶのであって、本人は実際にはそれほど喜ばない現状があると思う。従って私どもは、75歳、後期高齢者にお祝いを渡す。これは老人クラブではないが、私が属しているある団体では、米寿になったらお祝いをあげることにしている。私は自治会でも、予算の関係、その他あると思うが、100歳にあげるというのは感心しない。本人が喜ばない。家族が、おじいちゃん、おばあちゃんが100歳になってお祝いをもらえるという喜びはあるけれども、本人自身は喜ぶ状況にはないと。従って、入浴券もお祝いも継続して結構だが、今までの伝統を守らないで、少しこの辺で考え直してみる必要があると思う。

(丸田会長) 公衆浴場入浴券の件と、100歳を迎える高齢者に対する祝い品の件について意見があった。事務局からコメントをお願いしたい。

(事務局) まず、「公衆浴場入浴券交付事業」については、今、このご時世で入浴設備のないお宅はないのではないかという意見。やはり以前よりは少なくなったが、実際、入浴設備のない高齢者のお宅も存在しており、公衆浴場、

いわゆる銭湯に常日ごろ通っている方もいる。一定の利用者がいる状況で、そのあたりは、現在、細々とした事業費となっているが、実際、入浴設備のない方がいるので、継続はしていきたいと思う。

「敬老祝金助成事業」についても、確かに過去には100歳の前に2段階ほど現金等をお配りしていたこともあったけれども、時代の変遷を経て、今、100歳のお祝いとさせていただいた。こちらについても、いろいろと意見を伺っているところだが、石川委員のご意見として受け止めさせていただきたいと思う。

(渡辺(有)委員) 今ほど石川委員が発言されたように、公衆浴場入浴券について、一人で暮らしている方に限ったかどうかというご意見だったが、確かに入浴設備がない方はそれはそれで必要だと思うが、高齢者の皆さん方は一人暮らしだと、それを用意するという手間もあるが、安全に入浴ができるということでは、人の目があるところで入浴したいということもあろうかと思う。これはむしろ、事業の目的そのものよりも財政的な意味合いで削減していったというようなこともあるのではないかと考えられるので、高齢者の安全という意味と、健康と衛生ということも含めて、少しお考えいただければというのが私の意見である。

「敬老祝金助成事業」についてもご意見の通りで、本当に100歳のご本人が喜ぶのかと。私も全く同感であり、この趣旨からいうと、もう少し年齢の見直しも、100歳をやめろという意味ではないが、見直しが必要だと思っている。

もう1点、23ページの紙おむつ支給事業のところで、ここは、寝たきりや重度の認知症などという、もちろんこういう方たちには必要だと思うが、やはり介護保険に入っていて認定を受けている方の中には、これ以外の理由で常時おむつが必要だという方もいるわけなので、それはやはり、常時おむつが必要と認められる方も対象として考える必要があるかと思うので、意見だが、検討していただければと考えている。

(丸田会長) 入浴券については大変良い指摘をいただいた。3点目の紙おむつ支給事業に関して事務局からコメントがあればお願いしたい。

(事務局) 3番目の「紙おむつ支給事業」については、この10月から見直しを行ったところである。集中改革の取り組みの一つということで、全市的な取り組みの中で見直しをさせていただいた。10月に見直しを行ったばかりで、効

果等を検証する必要があるので、いただいたご意見も参考にさせていただきたいと思う。

(高橋(美)委員) 23ページの関連事業について。第7期では関連事業の一番上に「介護サービス利用支援給付事業」というのがあり、これがなくなっているのが気になった。前にあったものは、「在宅で重度の要介護状態にある高齢者を常時介護している方に、介護サービスの利用を促進し、介護者の負担を軽減するために、介護サービス利用支援給付費を支給します」ということで、本当に困っている人やどうしていいかわからないとか、制度自体がわからない高齢者の方がたくさんいるということもあり、どこかのページにもあったが、小規模多機能型居宅サービスを知らないという回答があるというのが実態である。私自身も知らないことがたくさんあるので、要介護状態で困っている方に、この制度について、軽減するために、お金だけではないのかもしれないが、そういった人たちに情報を提供するような事業だったのではないか。これは、検討していただけたらと思う。

(事務局) 今、ご指摘の介護サービス利用支援給付事業については、介護サービスを利用していない、在宅で介護をされている世帯に給付金をお渡ししているのだが、介護サービスを利用するに際しては低所得者に対してもそれなりの負担軽減を行っており、介護サービスを利用してほしいといったところから、こういった給付事業を行っていた。ただ、集中改革のこともあり、実は、今年度いっぱい新規の利用は終了する。経過措置は設けるが、新規の利用をやめるということで、第8期からは削除している。

(丸田会長) その経過について、高橋委員、よろしいか。

私から、細かな点だが、39ページ、41ページ、現状と課題があり、取組方針があるが、具体的な関連事業について記載がないことについては、事務局から事前に説明を受けて了解はしている。何を言いたいかという、この計画は市民が理解する計画になるので、他の取り組みのところにおいては関連事業の記述があるけれども、災害のところ、普及啓発のところについては具体的な関連事業を記載しないことについてのなにかの説明があってもいいのではないかと感じているのだが、委員の方々はいかがか。業者の方はよく分かっているし、専門家の方も、なぜここに関連事業の記述がないのかということは理解できるのだが、一市民の目線から見た時に、なぜという素朴な疑問が出た時にどうすればいいのかとい

うことで、少し気になったもので、まず、委員の方々からご意見をいただきたいと思う。他の自治体だと、こうなので、ここは関連事業については記述があるから記載しないという説明書きが入っているところもあるが、いかがか。少し技術的なことになるが。

(高橋(美)委員) 私もそう思う。

(丸田会長) 事務局から何かコメントがあれば。

(事務局) 確かに、他のところに関連事業の記載があるにも関わらず、ここだけないのはなぜかというところについて疑問に思われると思うが、記載の方法について検討はさせていただく。理由としては、具体的な事業という形でやっているものがない状況であると。日常的に対応している、あるいは災害等の関係だと、災害が起こった時に随時対応するというような形になり、何々事業というような形で予算がついているようなものは実際あるのかという話になってくると、この部分についてはないというのが正直なところ。何もしていないわけではなく、日常的に情報発信や、あるいは災害が起こったときの対応というような形で実施はしているのだが、予算付けがあるような事業という形でやっているものが正直ないところで、ここに記載すべきことが出てきていない状況である。その辺りが少し分かりづらいのではないかということだと思う。こちらの記載の仕方というか、あるのかどうかは検討させていただくということで、よろしいか。

(丸田会長) よろしくご検討いただきたい。

学識経験者の高橋委員から意見をいただきたいのだが、介護人材のところ、実はこれまで介護保険事業等委員会の中で、介護人材の確保・定着の支援に対して委員の方々から意見が出ていない。今日も今のところ意見が出ていない。それで、自治体名は申し上げられないが、ある自治体では数百名の待機者がいるにも関わらず、新たに施設の整備計画を計画の中に盛り込めなかったと。その理由は、介護人材の確保ができないので、あえて施設の整備計画は載せない、という自治体もそろそろ出始めている。そのような中で、42 ページ、43 ページ、44 ページのような計画の内容でよしとするかどうか。高橋委員、ぜひコメントをいただきたい。

(高橋(英)委員) 大変難しい話だが、まず1点目は、新潟市がどうこうできる問題ではないということ。介護従事者の賃金や労働条件は、国において定められる介護報酬などとの関連の話であるので、新潟市が独自で上乘せすると

いうことであれば別だが、財政状況を踏まえれば難しいと思うので、そこはやはり国に対して市としてきちんと要望していくことが一番大事なのではないかと思っている。

2点目として、我々の意識の問題。例えば自分の親や配偶者といった人たちが介護サービスを利用して、介護従事者からケアを受けて、初めてそのありがたみがよく分かる。その方たちから熱意を持って献身的にケアをしていただくということが分かるのだが、それ以前の年齢層というのは当事者意識がない。

1点目としては制度の問題、2点目としては我々の意識の問題、この辺に市がどのように対応していくかということ、現実的なところはここに書かれているようなところ。少し工夫ができることが何かあったらと言われると具体的なことは思い浮かばないが、考え方としてそういうふうな考え方で介護人材の確保を進めていただくというのが大事なのではないかと思っている。

(丸田会長) 書きぶりとしてはこれでいっばいいいっばいだろうか。今ご指摘いただいたところは、44ページにある新潟市介護人材確保対策協議会で、今、高橋委員からご指摘いただいたことが論点になっており、どのように方向性を具体化していくかということで議論はしているが、その内容をここに書き込むまでには至っていないというのが私の理解である。事務局からコメントがあれば、これでいっばいいいっばいということであれば次へ進める。

(事務局) 今現在、考えられる対策、方策として記載させていただいている。それを進めながら、新たな整理や、方策が見つかったら、それをまた検討していきたいと考えているので、とりあえず今期はこれで行きたいと思う。

(丸田会長) 私から少し問題提起させていただいて、渡邊副会長なり高橋英樹委員からも意見をいただきたいのだが、一貫して認知症が、支援が必要な市民という位置づけになっている。ここでは、新潟市のオリジナリティとして、認知症になったとしても社会に参画をするというキーワードが出てきた。その中身は、社会に参画をするというのは、例えば保育園や幼稚園の子どもたちの発表会の場に出て行って、そこで子どもたちの頑張りを応援する、あるいは障がいのある方々と一緒に活動して、障がいのある方々を支えていく。認知症になったとしても、社会の中で支え手になれるという支援はとても重要ではないかと事例的には考えている。そういうものの考え方を



新潟市のこの計画の中に若干でもにじませるといふか、織り込ませることの意味合いがどうなのかというあたりを、まず副会長から少し意見を頂いて、学識経験者の高橋委員からも意見をいただければありがたい。

(渡邊副会長) 今の会長の発言、認知症をお持ちの方が社会へ参画するという点で、子どもさんや障がいのある方ということで、とても良いお話だと思う。例えば各法人や施設内においてそういった方たちと一緒に職員が出向くというのはやりやすいのだと思うが、在宅の中で行うと、実行するためにどのような体制が必要かを考えていかなければ難しいのだろうと。やはり責任やいろいろなことが生じてくる。特に児童であると親御さんの気持ちだとか、そういったところの課題があるのではないかと思うので、在宅の中で進めるにはその点に対してどのようにしていくかというのは大事なのかなと思った。

(丸田会長) 引き続き、高橋委員からコメントをお願いしたい。

(高橋(英)委員) 理念として大変素晴らしいと思うし、ぜひ進めていただきたいと思うが、先ほど渡邊副会長から指摘があったようなことが全くないわけではないが、まず考え方として、認知症だから他の人からケアを受けなければならない人なのだとか、全身障がいだからどうなのだというような考え方を、少なくとも市で福祉施策に関わる人たちは払拭していただく必要があるのだろうと。要するに、できることはできるし、できないことはできないので、できる部分で参画をしていただく。それが例えば、先ほど丸田会長からお話があったように、小さい子どもに対するとか、いろいろやり方はあろうと思うのだが、これを具体的に進めるにあたっては、例えば他の団体や組織などにモデル的にこのようなことができるということをやっていたら、それを市として広報して知らせることがあり得るのかなと思った。

(丸田会長) 引っ張るつもりはないが、他の委員の方はいかがか。同じ問題意識を事務局はお持ちなので、長々と記述する必要はないが、認知症本人が参画できるという、参画の意味合いのようなところで一言入ると、ずいぶんオリジナリティが出るのではないかと考えているが、事務局、コメントいただければ。

(事務局) 今、いろいろとお話いただいたのはすべてその通りだと思っており、何でもかんでも忘れて、何もできないのが認知症ではない。どこかの部分、

例えば物忘れが激しい、しかしこれこれにはきちんとできると。自分の意識が強いところはずっと残っているので、そういった部分を生かしながら、というのが今回の施策推進大綱の考え方だと思う。施策の具体の部分というところになるかと思うが、正直実は、資料3のほうではさらに指摘をいただいております、予防と社会参加というのがあるのだが、その社会参加は別ではないのかという意見があつて、そこは、考えさせてほしいということで引きずっている。例えばこの中の社会参加の中にも、具体的には認知症カフェというものが出てくるわけだが、これも地域の茶の間と同様、ただ参加するという部分と運営に携わるという側面、この2つの側面があるので、そういう意味では確かに社会参加だけではなく、参画している意味があるのだろうというところがある。別な事業として、元気アップ・サポーター制度というものがあるが、これは言い方とすると、元気な高齢者に介護施設等で手伝いをしていただくということではある。ものすごく健康な方ではなければだめかというところ、そんなことはないわけで、若干、認知症をお持ちの方であってももちろんできることはあると思うので、そういった意味で、いろいろ場面は実はあるのではないかと考えている。

何よりも私が強く思ったのは、私どもが持っている会議の中で、認知症の方ご本人から来ていただいて意見を言っていたという場面があった。社会とのつながりの中で、自分が認知症であるということを明かした上で、それを分かってくれる周りの方がいる中で自分ができることをやるというところが、お話をお聞きした方々が悪化しないで、いまだに社会生活をきちんと送られているところだと思ったので、そういう意味で入れさせてもらったのだが、場面はいろいろとあると思うが、具体で何とか事業をというようなものは今のところ特段イメージとして持っていないので、概念的な表現で、現状ではどのようにしていくかというところである。ご意見をお願いしたいと思う。

(丸田会長) ぜひ、ご検討いただければと思う。個別で意見もあるので、別途お届けしたいと思っている。

(高橋(美)委員) すごく良いことだと思うのだが、本人発信というところはとても重要ではないかと思っていて、資料3の本人発信の文言がなくなったというのが、どこかに一つ、代わりの文言がないと。参画とかそういった言葉は身近ではないので、正しくは参画なのかもしれないが、本人がどのよう

な気持ちでどのような思いを抱いているのかをまず最初に聞かないと何も進められないので、それが認知症の方の一番最初に出てくる問題の根っこにあるはずなので、本人発信ということをどこかに書いていただけるといいなと思う。

(丸田会長) 意見としてはよく理解できる。意見として承ることでよろしいか。

(事務局) 重点取組事項での問題があるので、併せて預からせていただきたいと思う。

(丸田会長) ぜひ、検討をよろしくお願ひしたい。

(渡辺(有)委員) 認知症の方がケアを受けるだけの対象ではないということでの取り組みがいろいろとお話の中にあるのだと思うのだが、その立場からすると、この関連事業はまさしくケアが中心の事業になってくると思われる。私自身も、認知症サポーター養成講座の時に、誰かのサポーターになるという意味よりも、認知症そのものを理解すると。そのための、まずは事業の中で、自分の中で認識をしていくということだと思う。そういう意味では、今、高橋委員の意見のように、本人発信というのが非常に大事で、何かをしてあげる、だからこういうことがいいのではないか、という前段の重要な考え方だろうと思う。他の病気と比べ、とりわけ認知症だけが大きく取り上げられて、高齢者になったら認知症になることを覚悟しておけよみたいな感じで、それが本当に特別なことというふうに今言われていることについても、私自身は、本当にそうなのかなという疑問はあるわけだが、そこら辺はやはり一人ひとりの考え方、それと人権ということも出てくると思うのだが、その方ができること、やりたいことという意味がやはりまずなくてはいけないと思う。意見である。

(丸田会長) 重要なところを指摘していただいた。今のような議論を反映できるような検討をぜひお願ひしたいと思う。

#### (4) 今後のスケジュールについて

(事務局：高齢者支援課から案件概要説明)

#### (5) その他

(事務局：次回開催時期について説明)

### 3 閉会

#### 【配付資料一覧】

- ・ 資料 計画素案
- ・ 資料1 第8期における基盤整備のポイント
- ・ 資料2 今後のスケジュールについて
- ・ 資料3 第3回介護保険事業等運営委員会における委員からの主な意見等